

住民投票制度について

◆現行制度では

米軍基地の存続の是非を問う住民投票を実施しよう！



地方自治法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)

有権者の1/50以上の署名



長に対して条例制定の直接請求

『〇〇についての住民投票の実施に関する条例』

⇒ { ①議会が否決⇒実施できない
②議会が可決⇒住民投票実施

◆独自の住民投票制度について

米軍基地の存続の是非を問う住民投票を実施しよう！



条例に定める定足数の署名

※1/3、1/4など(対象者は18歳以上、外国人含むなど)



住民投票の実施

※定足数のハードルは高いが、定足数を満たせば実施できる

※議会が住民投票の実施の是非について判断する機会が失われる

○法が予定する議会の役割を侵害する可能性がある

○外国人の参政や未成年者への投票権の拡大など、慎重な判断が必要



原則として自治法の直接請求の手続きで実施するのが現実的

◆まちづくり基本条例への規定について

★基本条例に住民投票を規定するかどうか

- ・必要な場合に住民投票を行うことができること、その手続きも、その都度条例で定めるとする
ような確認的な規定
- ・投票が行われた場合、その結果を尊重するという確認的な規定

○投票結果には法的に拘束的効果はないため、『遵守』的規定は違法性が高い